

日本スポーツ振興センター災害共済給付について

災害共済給付の請求手続きに必要な書類を添付しています。治療を受けた医療機関で証明を受け、担任へ提出してください。

※医療費の総点数が 500 点以上（自己負担額 1,500 円以上）の場合に対象となります。

1 学校への提出書類

① 「医療等の状況」

- ・治療を受けた医療機関で記入してもらい学校に提出してください。
- ・用紙は 1 ヶ月毎に 1 枚です。月またがりの場合 2 枚となります。

※①-1 整形外科・歯科医院等用 ①-2 整骨院・接骨院用

② 「調剤報酬明細書（薬局用）」

- ・薬の処方があった場合には、こちらの用紙を使用してください。
- ・用紙は 1 ヶ月毎に 1 枚です。月またがりの場合 2 枚となります。

③ 「口座振替申込書」

- ・災害給付金の振り込みに使います。振込先の銀行、口座番号などをご記入ください。

※書類①・②（必要時）・③の用意ができましたら、学校に提出してください。

2 その他

※茂原市では、「子ども医療費助成制度」もありますが、学校管理下でのけがは、日本スポーツ振興センターの災害共済給付を優先し「子ども医療費助成制度」は使用しないようにお願いいたします。

※一時的に医療費をご負担いただきます。（会計時にお支払いください。）

※請求してから、支給されるまで 2 カ月ほど、時間がかかります。ご了承ください。

※請求は、けがをした日から 2 年間行わないと無効になりますので、ご注意ください。

（担当）茂原市立西小学校

養護教諭 中山

TEL 0475-22-3719